

令和2年3月

建設工事の入札時における入札金額見積内訳書の提出について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出することが義務付けられています。

つきましては、下記のとおり、建設工事の入札時における入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という）の提出を求めることとしますのでお知らせします。

記

1. 対象となる入札

入札執行するすべての建設工事が対象となります。

2. 提出方法

内訳書は、入札時に入札書と併せて提出してください。

3. 注意事項

内訳書に不備があった場合は、原則として、その入札は無効になります。

内訳書の取扱いは、「入札時に提出された入札金額見積書の取扱いについて」をご参照ください。

4. 適用時期

令和2年4月1日以降に、入札公告及び指名通知を行う入札から適用します。